

# きのとや奨学金必要書類一覧表

## 1. 申請者全員が提出する書類

必要書類
<p><b>きのとや奨学金支給申請書兼家計状況等調書</b></p> <p>○メールで提出する際、件名は「令和8年度きのとや奨学金支給申請書兼家計状況等調書提出」、本文に学生番号および学生氏名を必ず入力してください。ファイル名は「きのとや奨学金支給申請書兼家計状況等調書_学生番号_学生氏名」としてください。</p>
<p><b>様式1「ひとり親世帯申立書」及び、 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本又は児童扶養手当証書のコピー</b></p> <p>○ひとり親家庭であることを確認するためのものです。戸籍謄本ではひとり親家庭であることを証明できない等、特別な事情がある場合は、証明できる書類を提出するとともに、任意様式の申立書を作成し、状況の詳細を説明してください。</p>

## 2. チェック事項に該当する者が提出する書類

### (1) 家計状況に関する書類

令和8年7月1日時点において、申請者本人および家計支持者について令和8年4月から令和9年3月までの間に次のチェック事項に該当する収入がある場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項	必要書類
① 給与所得がある	<p>令和7年1月1日以前から<b>現在も同じ勤務先</b>である</p> <p><b>令和7年分給与所得の源泉徴収票のコピー</b></p> <p>○勤務先から発行されるものです。</p>
	<p>令和7年1月2日以後、<b>新たに就職又は転職し、現在も同じ勤務先</b>である</p> <p><b>様式2「給与支給見込証明書」</b></p> <p>○勤務先が証明するものです。 ○様式2「給与支給見込証明書」を提出できない場合は、次の2点を提出してください。</p> <p>①<b>様式3「給与所得見込申立書」</b> ②<b>直近3か月分の給与明細書・賞与明細書のコピー又は雇用契約書のコピー（通帳のコピーは提出不可）</b></p>
② 給与以外の所得がある	<p>令和7年1月1日以前から<b>事業、不動産、利子、配当等の所得</b>がある</p> <p><b>令和7年分の確定申告書控 第一表・第二表（・第三表）のコピー</b></p> <p>○電子申告（e-Tax）の場合は、<b>受信通知</b>も提出してください。 ○第二表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載されている場合は、<b>別紙「所得の内訳書」</b>も提出してください。 ○確定申告をしていない場合は、<b>市区町村・都道府県民税申告書等の収入金額、必要経費、所得金額等を確認できる書類のコピー</b>を提出してください。</p>
	<p>令和7年1月2日以後、<b>新たに自営業を始めた（開業した）</b></p> <p><b>様式4「事業所得見込申立書」</b></p> <p>○計算の根拠となる書類（青色申告決算書や帳簿のコピー等売上金額と経費を確認できるもの）も提出してください。</p>
③ 給付型奨学金を受給している	<p>①<b>様式5「奨学金受給状況申告書」</b> ②<b>採用期間及び受給額を確認できる書類のコピー</b></p>

④	年金を受給している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金（国民／厚生）</li> <li>・共済年金（退職共済等）</li> <li>・企業年金（退職年金等）</li> <li>・個人年金</li> <li>・遺族年金</li> <li>・障害年金</li> <li>・その他年金 等</li> </ul>	<p>①様式6「年金受給状況申告書」</p> <p>②受給額を確認できる書類（年金額改定通知書、年金振込通知書等）のコピー（源泉徴収票は提出不可）</p>
⑤	失業手当を受給している		<p>雇用保険受給資格者証第1面～第4面のコピー</p> <p>○基本手当日額及び所定給付日数を確認できるものがが必要です。</p>
⑥	労働者災害補償保険を受給している		受給額を確認できる書類（支給決定通知、支払振込通知等）のコピー
⑦	傷病手当金を受給している		受給額を確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー

(2) 家庭状況に関する書類

令和8年7月1日時点において、次のチェック事項に該当する世帯である場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項		必要書類
⑧ 世帯構成員に就学者がいる世帯である (小・中学校は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・大学、大学院</li> </ul>	<p>学生証のコピー又は在学証明書</p> <p>○発行日又は有効期限により在学していることを確認できるものがが必要です。</p> <p>○在学証明書は、在学学校が証明するもので、令和8年4月以降に証明されたものがが必要です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校 (高等課程、専門課程)</li> </ul>	<p>様式7「在学状況証明書」</p> <p>○在学学校が証明するもので、令和8年4月以降に証明されたものがが必要です。</p>
⑨ 世帯構成員に障害のある者がいる世帯である	身体障害のある者又はこれに準ずる者	身体障害者手帳のコピー
	知的障害のある者と判定された者	療育手帳のコピー
	精神上の障害のある者又はこれに準ずる者	精神障害者保健福祉手帳のコピー
	常に就床を要し複雑な介護を要する者（要介護2以上）	介護保険要介護認定結果通知書のコピー又は介護保険被保険者証のコピー
	公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある者	公害医療手帳のコピー

<p>⑩</p>	<p>世帯構成員に<b>長期療養者</b>（療養期間が6か月以上の者又は医師の証明書等により6か月以上の療養が必要であると認められる者）がいる世帯である</p> <p>○令和7年4月から令和8年3月までの間の療養費（自己負担額から保険や高額療養費等の補填額を差し引いた金額）が対象です。</p> <p><b>【対象となる費目】</b></p> <p>(1)入院分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所への入院費用</li> </ul> <p>(2)外来分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師に支払った診療費又は治療費</li> <li>・マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に支払った治療費（保険適用外のものを除く）</li> </ul> <p>(3)介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額</li> <li>・看護人に支払った費用（看護人に対する賄い費を含む）</li> </ul> <p>(4)薬代・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師等の指示により、治療又は療養のために支出した医薬品代</li> <li>・病院、診療所へ通院するために支出した交通費</li> </ul> <p>※食事代・個室料・診断書料は対象外です。</p>	<p><b>様式8「長期療養者に係る療養費証明書」</b></p> <p>○診療機関が証明するものです。</p> <p>○診療機関による証明を受けることができない場合は、次の3点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①様式8「長期療養者に係る療養費証明書」（申請者が作成）</li> <li>②医療費の支払額を確認できる書類（領収書、医療費通知等）のコピー</li> <li>③診断書（6か月以上の療養が必要であることを確認できるもの）のコピー</li> </ul> <p>○保険金を受け取っている場合は、<b>受取日及び受取額を確認できる書類のコピー</b>も提出してください。</p>
<p>⑪</p>	<p>令和7年4月から令和8年3月までの間において、<b>申請者</b>又は<b>家計支持者</b>が<b>風水害等の災害</b>を受けた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①罹災（被災）証明書のコピー</li> <li>②被害額を確認できる書類（保険金、損害賠償による補償額を確認できるもの等）のコピー</li> </ul>